

公益財団法人名古屋市文化振興事業団契約要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、事業団が締結する契約の方法等を定めることにより、契約の適正を期すことを目的とする。

(契約の方法)

第 2 条 売買、賃貸、請負その他の契約は、指名競争入札又は随意契約の方法により締結するものとする。

(指名競争入札)

第 2 条の 2 指名競争入札に係る指名選定は、名古屋市契約規則の規程に基づき、名古屋市競争入札参加資格の認定を受けた登録事業者の中から、原則として名古屋市契約事務手続要綱に準じて行うものとする。ただし、同名簿からの選定が行い難いときは、事業団が作成する指名競争入札参加有資格者名簿によることができる。

2 指名競争入札に付する場合には、契約の目的に応じ、原則として予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

(随意契約)

第 3 条 随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額を超えない契約をするとき。

(2) 性質又は目的が指名競争入札に付することができないとき。

(3) 地方自治法令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に定める障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設若しくは小規模作業所において製作された物品を買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、シルバー人材センター連合若しくはシルバー人材センターから役務の提供を受ける契約、母子・父子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦であるものに

係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から受ける契約をするとき。

- (4) 地方自治法令第 167条の 2第 1項第 4号に定める新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として名古屋市長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき。
- (5) 緊急の必要により指名競争入札に付することができないとき。
- (6) 指名競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき。
- (8) 指名競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (9) 落札者が契約を締結しないとき。
- (10) 国・地方公共団体その他公共又は公共的団体と契約をするとき。

2 随意契約によろうとする場合は、2人以上の者から見積書を徴取しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは契約をしようとする者のみで見積書によることができる。

- (1) 予定価格が30万円以下のものについて契約をするとき。
- (2) 契約の性質又は目的により契約の相手方を特定せざるを得ないものについて契約をするとき。
- (3) 緊急を要するものについて契約をするとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、理事長が2人以上の者から見積書を徴取する必要がないと認めるとき。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 特に販売価格の定まったものについて契約をするとき。
- (2) 小口現金制度により支払いをする契約をするとき。
- (3) 前号各号に定めるもののほか、理事長が契約の性質上見積書を徴取し難いと認めるとき。

(契約の期間)

第 4条 契約の期間は原則として会計年度内とする。ただし、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他理事長が定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

(予定価格)

第 5条 契約を締結しようとするときは、あらかじめ設計書、仕様書等に基づき予定価格を設定しなければならない。ただし、随意契約による場合において契約の内容が軽易なものであるとき、又は契約の性質上予定価格の設定を要しないと認められるときはこの限りではない。

(契約書)

第 6条 契約を締結しようとするときは、その履行に関し必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約金額が 200万円を超えない契約をするとき。
- (2) 物件の売払いの場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物件を引き取るとき。
- (3) 物件の買入れの場合において、物件を引き取り即時代金を支払うとき。
- (4) 国、地方公共団体その他公共団体と契約をするとき。

2 前項ただし書第 1号の場合において、契約金額が30万円以上であるときは、契約の相手方から契約書に代わる書類を徴取しなければならない。

(監督及び検査)

第 7条 契約の適正な履行を確保するため、又はその受ける給付の完了の確認をするため、必要な監督又は検査をしなければならない。

(検査調書)

第 8条 次の各号のいずれかに該当するときは、検査を終了したのちに検査調書を作成しなければならない。

- (1) 契約金額が 100万円以上であるとき。
- (2) 支払いについて部分払の特約があるとき。

(3) 不合格の場合、値引採用を行う場合等契約の履行が不完全であるとき。

(4) その他必要と認められるとき

付 則

この要綱は、昭和62年 3月 1日から施行する。

附 記

この要綱は、平成 4年12月 1日から実施する。

附 記

- 1 この要綱は、平成 9年 4月 1日から実施する。
- 2 この要綱による改正後の財団法人名古屋市文化振興事業団契約要綱第 3条第 2項、第 5条第 2項及び第 7条の規定は、平成 9年 4月 1日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 記

この要綱は、平成10年 4月 1日から実施する。

附 記

この要綱は、平成18年 3月 1日から実施する。

附 記

この要綱は、平成19年12月 1日から実施する。

附 記

この要綱は、平成21年 2月 1日から実施する。

附 記

この要綱は、平成23年 4月 1日から実施する。

附 記

この要綱は、令和 7年 7月 1日から実施する。

別表

1	工事又は製造の請負	400万円
2	財産の買入れ	300万円
3	物件の借入れ	150万円
4	財産の売払い	100万円
5	物件の貸付け	50万円
6	前各号に掲げるもの以外のもの	200万円